衆議院消費者問題に関する特別委員会議事速報(未定稿)

- $\Diamond$ < この議事速報(未定稿)は、審議の参考に供するた めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- 言、理事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発 発言のまま掲載しています。 言、理事会で協議することとされた発言等は、

 $\Diamond$ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますの 受け取られることのないようお願いいたします。 で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と

## 次に、長妻昭さん

0

ランスは二〇〇一年に刑法を改正しまして、 うか、ない国であると。かつてフランスも日本と 思うんですね。やはり実効性のある法律を作ると 対処しなきゃいけない。野党の国会議員も怒って ○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。 ゆるマインドコントロールを取り締まるというこ 並んでそういうふうに言われていたんですが、フ すと、先進国の中で日本がカルト天国である、取 いますが、与党の国会議員もみんな怒っていると 締りが非常に、カルトに対する取締りが弱いとい いうことが何よりのものだというふうに思います。 これは、いろいろ専門家の方と議論しておりま これだけ日本人が食い物にされたということで 脆弱性不当利用罪、こういう罪を作って、 野党を超えて、国会議員、怒りを持ってやはり いわ 無知

そこで、今日、 一問一 答でお願いをできればと思いま 河野大臣にお尋ねをいたします。 詳細にわたる質問もあると思い

とで一定の効果を上げております。

くの場合、不安を抱いていることに乗じて勧誘さいわゆるマインドコントロールによる寄附は、多の取消権の対象となると。一部繰り返しますが、ていることに乗じて勧誘されたものと言え、新法 ると御答弁されたということであります。 れたものと言えると、禁止の、取消権の対象とな トロールによる寄附は、多くの場合、 弁をされておられました。 総理が昨日、 いわゆるマインドコン 御答弁で、 こんな御 不安を抱い

ゆる霊感等を用いたマインドコントロール下で生 〇河野国務大臣 新法の第四条第六号では、いわったというふうに理解してよろしいんでしょうか。 これは相当、これまでの困惑の解釈を深めてい を抱いていることに乗じる場合をも取消権の対象告知に関し、不安をあおる場合のみならず、不安 としております。 じる被害に対応するため、霊感等の知見に基づく

と考えられます。 立証を行って取消権を行使することは可能である寄附をしたということであれば、そのような主張、 って考えると、当時、不安に乗じられ困惑をして 状態であったとしても、脱会した後に、冷静にな 寄附当時は自分が困惑しているか判断できない

えていただきたいと思います。 指摘の総理の答弁はこの点を明確化したものと考 る限り、取消権を行使することが可能であり、御それにより寄附をしたという因果関係が認められ このような事案であっても、 明確化したと。 勧誘により困惑し、

> 現状認識でおられるということですね。 は当然統一教会の案件だと思いますが、そういう るものだ、多くの場合は、そういう現状の、これ ルによる寄附は、多くの場合は不安に乗じてい ということは、 河野大臣も、マインドコント

〇河野国務大臣 総理の御答弁のとおりでござ

〇河野国務大臣 元々自分が持っている不安でもいいんでしょうか は別に統一教会からもたらされたものでなくても、 のこの不安、ここの部分の不安というのは、これ に乗じて、「不安を抱いていることに乗じて、 に乗じてという条文がございますよね。この不安 〇長妻委員 そしてもう一点、 そのとおりでございます。 兀 条の六号の不安

この不安に乗じる、そういう状況に乗じてくると に感じているということで、外部からの働きかけ いうのも入るということですね。 がないけれども、御自身が現に不安に思っている。 いる、そしていろいろ不吉なことが起こって不安 れてしまった、そして、もう非常に悲嘆に暮れて なことがあって、例えば自分のお子さんを亡くさ ○長妻委員 そうすると、ある意味で、いろいろ

」というのが柱書きにあるんですね。この なんですが、これは要件次第では、 」というのはどこまでの時間軸なのかということ も関連するんですが、四条に「勧誘をするに際し、 ○長妻委員 そして、岸田首相の先ほどの答弁に 〇河野国務大臣 そのとおりでございます。 十年ぐらいの射程も入るというふうにも考えられ 例えば 「際し、

〇河野国務大臣 「寄附の勧誘をするに際し、」 〇河野国務大臣 「寄附の勧誘をするに際し、」 の河野国務大臣 「寄附の勧誘を行う場合に、 」の の一連の ですから、年月、時間 に至るまでが一連の寄附勧誘であると判断できる に至るまでが一連の寄附勧誘であると判断できる に至るまでが一連の寄附勧誘であると判断できる は、法人が当該寄附の勧誘を行う場合に、 というのは、法人が当該寄附の勧誘を行う場合に、

○河野国務大臣 不安に乗じ困惑している状況で、 高附までは「際し、」だと。その時間の長さは関 高別に寄附した場合、二回目、三回目、四回目、 自動的に寄附した場合、二回目、三回目、四回目、 回目の寄附も、それも「際し、」の射程に入る をいうふうに理解してよろしいんでしょうか。 というふうに理解してよろしいんでしょうか。 というふうに理解してよろしいんでしょうか。○長妻委員 そうすると、今の御答弁では、第一 の長妻委員 そうすると、今の御答弁では、第一

■ 五回目も入りますか。○長妻委員 都度、三回目、三回目、四回都度、単なる振り込み用紙を送っただけ、その場都度、単なる振り込み用紙を送っただけ、その場

ます。

勧誘があれば、そういうことになると思い

す。 る方法であるならば、それは入るだろうと思いまでなく、個人が寄附を勧誘されていると認識され 〇河野国務大臣 必ずしも対面で勧誘されるだけ

○長妻委員 そうすると、その都度、二回目、三日表妻委員 そうすると、その都度、悪質な勧誘

○河野国務大臣 要するに、不安に乗じて勧誘をことでよろしいでしょうか、後ろの官僚の方。なくても、「際し、」ということで読めるという回目、四回目、その都度、悪質な勧誘がそれぞれ

ということです。〇長妻委員「不安に乗じて勧誘していれば、そうしていれば、そうしていれば、そうしていれば、そういうことでございます。

も入りますか。て、新法の「法人等」は、これは大学のサークルゆる新法、今ここで議論している改正法じゃなく、たい、ちょっと個別のことに入りますが、いわ

ており、権利能力なき社団も含まれます。 若しくは管理人の定めがあるものをいう。」とし「法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者の野国務大臣 新法は「法人等」につきまして、

大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、これは個別の団体の大学のサークルについて、

に集まる会、ここはどうでしょう。 すが、信徒会という統一教会の信者さんが自主的**〇長妻委員** 原理研など、いろいろあると思いま

ようなことであれば、これは当然に含まれると織の体を成していて、例えば代表者がいるとい河野国務大臣 信徒会と呼ばれているものも、

う

組〇

思います。

際、 ちょっとあり得ないようなものは、やはり、これ どこまで取っていただけるんですか。 は寄附とみなすというような考え方というの 売るというような、その五百万、一千万、事実上 よね。一万円のつぼだけれども、 な、つまり、物品の販売に偽装してというか、実 をつけて、それで五百万円ちょうだいというよう 万円か千円か分かりませんが、ちょっと安いつぼ のに、例えば千円ぐらいのつぼをつけるとか、一 くないということで、今までは純粋寄附だったも すると、統一教会等が、この新法の適用は受けた 感商法は入っていないということなので、もしか 霊感商法の件なんですが、結局、この新法には 物品の販売とも言えなくもないと思うんです そして、ここでも議論になって 相当高い金額で は、

○河野国務大臣 今の御指摘はごもっともだと思いまして、安いものを法外な高額で売買するよう ま態は寄附でございます。新法の適用対象となり といいては、これは個別具体的に見なけれ がいけませんけれども、明らかにこの法の適用を がれるために、外形上、売買契約の体裁を取った がれるために、外形上、売買契約の体裁を取った がれるために、外形上、売買契約の体裁を取った

に該当するのだろうと思います。額のお金を取るような場合には、これはもう詐欺無価値のつぼが実は高額なものだと誤信させて多したというのは、今のことでございますが、本来したというのは、今のことでございますが、本来

○長妻委員 そうすると、ちょっと消費者庁もこ

にある。 にあるのとしてみなす余地はあるということですか。 のである。 のでは、これは献金か、あるいは詐欺か、そうい がけば、これは献金か、あるいは詐欺か、そうい がけば、これは献金か、あるいは詐欺か、そうい がけば、これは献金か、あるいは詐欺か、そうい がけば、これは献金か、あるいは詐欺か、そうい がはなりませんが、そういうものも当然にあるの だろうと思います。

まり、 ども、献金しろというような要求というのも、明 ら予想すると、お金がないから恐らくこの金額で どこまで明確に言うかということなんですね。 くと、これは、借金、借入れして献金しろ、こう 〇長妻委員 そして、新法の第五条を御覧 示的な言葉がなくても認められるということです 度理解をしているけれども、確証は持てないけれ あれば借金せざるを得ないなというふうにある程 くださいということで、その方は、その法人等か が、そうじゃなくて、ただ、献金しなさい、して 確に言えば確かにこの要求に当たると思うんです いう要求は駄目だということなんですが、これは、 あなた借金して献金しなさいよと、 こう明 元いただ

反に該当すると考えます。 借金をするようにと言っていなくても、第五条違法人がそれでも寄附を要求する行為は、明示的にをするためには借金するしかないような場合に、の河野国務大臣 当該の個人が、その金額の寄附

えます。

さます。

ことがないる配慮義務に違反をしていると考ように定めている配慮義務に違反をしているとあないしくは親族の生活の維持を困難にすることがないような寄附の勧誘は、個人又はその配偶者若をのような寄附の勧誘は、個人又はその配偶者若

○長妻委員 ちょっと今配慮義務の話があったの ○元野国務大臣 寄附の勧誘を行う相手方である のは、借金というのも含まれるという理解ですか。 のは、借金というのも含まれるという理解ですか。 のは、借金というのも含まれるという理解ですか。 のは、借金というのも含まれるという理解ですか。 の本人のみならず、その配偶者ですとか扶養すべ に配慮する措置を講ずるということが配慮義務の話があったの に配慮する措置を講ずるということが配慮義務の話があったの

りたいと思います。に即して、可能な法文の意味を明らかにしてまいのは異なるものですが、法案成立後、個別の事例個別の事案で、生活の維持が困難な状態という

○長妻委員 いや、河野大臣が先ほど、この前の 〇長妻委員 いや、河野大臣が先ほど、この前の 〇長妻委員 いや、河野大臣が先ほど、この前の 〇長妻委員 いや、河野大臣が先ほど、この前の 〇長妻委員 いや、河野大臣が先ほど、この前の でますよ。

ことが分かっていて寄附を求めるというのは、こ〇河野国務大臣 借金しなければならないという

具体的に何かイメージはありますか。 〇長妻委員 あるいは、告うちょっと具体的に言 困難にするというのは、もうちょっと具体的に言 困難にするというのは、借金以外で生活の維持を れは配慮義務に違反するというふうに思います。

○河野国務大臣 本人あるいは親族の生活の維持○河野国務大臣 本人あるいは親族の生活の維持

○長妻委員 今、民事執行法という法律を出して

が生活できなくて路頭に迷うと問題なので。こういう条文があるんですね。さすがに、その人こういう条文があるんですね。さすがに、その人民事執行法は差押えがありますけれども、生活が民事執行法を見ますと、それらしきものが二つ民事執行法を見ますと、それらしきものが二つ

それは二つあるんですが。 それは二つあるんですね、メルクマールが。 それは二つあるんですね、メルクマールが。 それは二つあるんですね、メルクマールが。 それは二つあるんですね、メルクマールが。 それは二つあるんですね、メルクマールが。

るということになると思います。 がありました民事執行法の基準なども参考にされ 上げるのは困難でございますが、今委員からお話 状況も違うんだろうと思いますので、一概に申し うんだろうと思いますし、保有されている財産の 〇河野国務大臣 御家庭の生計の事 情 ŧ

ありますので、 によると、標準的な世帯についてはということが 〇長妻委員 今私が申し上げたのも、 たしました。 今の御答弁ということで確認を 民事 執行

5

釈できるというふうに考えてもよろしいのでしょれは必要不可欠である旨を告げるというように解 まり、一般的に勧誘するための広報ツール、そこ なくて、例えば、いわゆる統一教会のビデオ、宣なた、必要不可欠ですよと告げるということでは となんですが、これは当然、言葉で、 なんですけれども、必要不可欠と告げるというこ にそういうような類いのことが書いてあれば、そ をしないと大変なことになりますよみたいな、 ですが、必要不可欠である旨を告げるということ 必要不可欠という四条の六号についての文言なん 伝用ビデオとかあるいはパンフレット、先祖解怨 そして、ここでもるる問題になっておりますが 対面 立で、あ つ

〇河野国務大臣 ことでもそうなりますし、今おっしゃいましたよ 頭によることを必要といたしません。 あろうかと思いますが、 して、本人が実際それによって認識できるという 印刷物、ビデオ、いろいろな方法が 告げるというのは、 個人が実際にそれによっ 書面 必ずしも 記記載 П

> )得る方法であるならば含まれると思い ま

動案できるこ、)、「・・・」」というようなものもども、身ぶりとか手ぶり、そういうようなものもいって、身来では優しいけれ になるわけですか、必要不可欠は。 うことも、全体の雰囲気も含めた勘案ということ 勘案できるというような趣旨の、今日、参考人か つまり、言葉で必要不可欠、あるいは印刷物、 っと御示唆ありましたけれども、 〇長妻委員 お話があったやに聞いているんですが、そうい 今日午前中の参 身ぶり手ぶり、 考人もち F Ĺ

しいと思います。 全体的なことというふうに御理解いただいてよろ るということであるならば、身ぶり手ぶりを含め、 〇河野国務大臣 個人がそれによってそう認識 す

すのかということなんですが、これは、やはり世直しが出てくると思うんですが、これは何を見直しというのがあります。これは修正案で二年の見しというのがあります。これは修正案で二年の見直 団の方も含め、やはり家族の取り消すためのツー間、この委員会も含め、国会も含め、被害者弁護 うなことをどうやるのか。 るみ剥がされるのを見ていられない、こういうよ 何とか行き過ぎた献金を止めさせたい、 ル、マインドコントロールから解けない御本人を、 もう身ぐ

案いただいていますけれども、二年の見直し規定債権者代位権というのはもちろん政府から御提 ェックするということでよろしいんですか。 んと機能しているのかどうか、これもちゃんと 債権者代位権の実効性、果たしてこれはち

で

については申し上げるのを差し控えます。 ろいろ与野党の御協議はあると思いますが、それ うのを今、置かせているところでございます。 し規定とい

実際に、仮に施行された後も、使用例がないし、程度入れていただきましたが、なかなか使えない。 〇長妻委員 恐らく、債権者代位権、特例を一定 具体例、しっかりと見てまいりたいと思います。 と思います。この債権者代位権の状況についても、 が、そこで御議論をいただくことになるんだろう ただいていくということを先ほど申し上げました しているのか、何らかの形の検討会で御議論を にあるのか、また社会経済情勢がどのように変化 法が施行された状況の中で、実際にどういう状況 先ほどからの質疑でありましたように、実際に

今回、債権者代位権の特例を設けるということに 上げませんが、御本人の財産権の問題もあって、 〇河野国務大臣 うようなこともあり得るということですね それを止めるような手だて、これを検討するとい 本人を身ぐるみ剥がされるのを見ていられない、 りそれ以外の御家族に権限を付与するような、 ような、仮にそういうような状況になれば、やは のではないかと推察するんですが、もしそういう 使えないといういろいろな意見が相当寄せられる 何をやらないということは申し 御

きいただきたいと思います。 るかということもあるということを是非御 ますが、この御本人の財産権の問題をどう考え 実際の状況をしっかり見極めないとい カュ め と思

したわけでございます。

その人の財産権だというようなことではない別の ね。ですから、一見自由意思に見えるけれども、 いは、自己破産されておられる方もいるわけです 保護に陥っている方もおられるわけですよ。ある 由意思に見えるものの、身ぐるみ剥がされて生活 ゆるマインドコントロールにかけられて、一見自 いうようなこともあると思うんですよね。 意味の財産権、その人の真の財産権を守る、 御本人の財産権で逆の見方をすれば、いわ 本人の財 こう りま

いか。 は非常に、 と書いてあるわけでございますので、是非、ここ 公共の福祉においては法律で制限できる 一番ある意味では大きいところではな 憲法では財産権が書いてありますが、

得るんだよというようなことを是非明言していた うなことについて、債権者代位権がなかなか難し 身ぐるみ剥がされている、どんどんどんどん、果繰り返しますが、本人が、家族が、お母さんが だきたいんですよ。 ようなことも、この二年、三年の中でそれもあり 活保護や自己破産になっている、どんどんどんど 樹園も寄附しながら何を寄附しながら、そして生 いとなれば、次の手だてをやはり検討するという ん止まらない、これは一体どうするのかというよ

〇河野国務大臣 先ほどから申し上げております 何を検討しないということはないんだろ

ことを議論しなければならぬと思いますし、これ しつかりと施行後の状況を見極 めながら必要な

> ではないかと思います。 ました検討会などを通じてしっかり議論をさせ が、政治の場面でも御議論いただくことが重 庁でもしっかり議論を、 先ほ ど申し上 要 ま げ

す

っと聞かせていただければ。れるんだと思いますが、そこら辺のお考えをちょはやらなきゃいかぬというふうに河野大臣も思わいくのかというようなことについて、やはりこれ っているのに。その場合、いかに御本人を止めて のでその手続をしていない、この法律の要件に合続ができるのに、マインドコントロール下にある ンドコントロールを抜ければ御本人はそういう手 れども、この法律に基づく取消権 すが、つまり、本人が、一見自由意思に見えるけ すけれども、河野大臣の見解をお伺いしたいんで ○長妻委員 ちょっとこの点は私もこだわるん が、 本人がマイ で

教の自由ですとか財産権の問題といった、かなりいというのも現実にございますので、そこは、信問題というのは、これはなかなか外見からは難し 出てくるんだろうと思います。 根本的なことを御議論していただく必要も当然に なければならないと思いますが、内面の、 けませんし、被害の救済というのはしっかりやら を受けるというのは、これは防止をしなければい 〇河野国務大臣 不当な寄附の勧誘によって被害 内心の

何が必要なのかということは今後皆さんとしっかいませんが、施行後の状況をしっかり見た上で、らといって法案が機能しないというつもりもござ といえば、そうでもないのかもしれません。だか必ずしもこの法案で全ての物事が解決できるか

> り考えてま いりたいと思い

いるんですけれども。 の判決では、 ただ、それが、その準禁治産者が争われた最高 うなものがありましたが、一九九九年に、これは 費が止まらない場合、それを取り消せるというよ 産者の中に浪費という条項がありまして、親が浪 すけれども、 〇長妻委員 自己決定権ということもあり、廃止になりました。 憲法違反ではないという判決は出 いわゆる、一九九九年までは準禁治 私はこの問題は本当にこだわるんで

ました。 る、代理権もある、こういうようなこともござ されれば同意権が必要になる、そして取消権もあ の了解がなくても、代理人が家庭裁判所で選任を ができて、これは三つの類型があります。 そして、その後、 御存じのように成年後見 御本人 制 度

うことも私は検討に値すると思うんですが、 大臣の見解はいかがでしょうか こういう制度に倣って新たな制度をつくると 河 野 V

何を検討しないということは申し上げておりませ 〇河野国務大臣 繰り返しで恐縮でございますが

とが肝要かと思います。 そこは状況をしっかり見ながら議論をしていくこ り根本的な議論が必要になってまいりますので、 財産権の問題ですとか信教の自由ですとか、かな ただ、先ほどから申し上げておりますように、

〇長妻委員 是非検討をお 願 いしたいと思うんで

もう一 度、 この三条の配慮義務のところ 令和4年12月7日

ントロー に行きますが、この配慮義務、 この一番は、これはいわゆるマインドコ ルを指していると考えてよろしいんです 三つございますけ

〇河野国務大臣 そういうことも想定して いると

〇**長妻委員** 本当はこれは禁止 ですが、是非お願いしたいんですけれども。 きたいということをもうずっと申し上げているん |規定にしていただ

ありますよということを通報すれば、 というか、こういう配慮義務を欠いている行為が 知したときは、これは当然、消費者庁に通報する これについて我々が、あるいは国民の皆さんが察 をこの法案施行後もやったとしましょう。 この法律が施行された場合、一に反している法人 クションを起こしていただくというようなことな は二でも三でもいいんですけれども。 があったとしましょう。統一教会がそういうこと んでございましょうか。 これは一、二、三がございますけれども、仮に 何らかのア そうすると、 あるい

〇河野国務大臣 配慮義務でございますから、こんでございましょうた だくということだと思います。

〇長妻委員 今日、本当は、与党から出てきた改 き方をいたしましょう。 正案についてもお伺いできるという理解で私はこ 「質疑に立っているんですが、では、こういう聞

し上げていたうちの、 の茂木幹事長の方から、 の茂木幹事長の方から、我々が前からいろいろ大臣もよく御存じだと思いますけれども、自民 全体ではないんですが一

> 十二月五日、今週の与野党幹事長会談において、付資料の二ページ目ですね。この二ページ目が、いますが、お手元にありますでしょうか。この配部の回答が参りまして、今配付資料につけてござ れたペーパーでございます。 自公から、こういうのをやりますという形で示 ますが、お手元にありますでしょうか。この配 今配付資料につけてござ

「勧告」さらに「公表」を行う」と。勧告という支障が生じていると明らかに認められる場合等に、守がなされていないため個人の権利保護に著しい ら、これは法律を所管する消費者庁の仕事だといのは行政処分ですからね。公表も行政処分ですか うふうに思います。 単なる配慮義務、裁判で使うのみならず、 「三条に規定する「配慮義務」について、その遵 となると、これは政府も絡んでくるわけです 一番上、

かのアクションを検討あるいは起こす、こういうるんだ、こういうような通報をしていけば、何ら しいんですよね。 ことはしていただけるということで、これはよろ せん。これは改正案ですので。そうでなくて、仮そこで聞くんですが、この法案の解釈は聞きま

解を申し上げるのは差し控えたいと思います。(ろいろ御協議があると思いますが、政府として見 長妻委員 〇河野国務大臣 「ちょっと理事で。 法案の修正について与野党でい 執行状況、 仮にこれ

> いと。委員長、 が 成立したら執行をどうするかというのは聞か 一回時計止めてください」と呼ぶ

〇稲田委員長 記中止 記を止めてください

〇稲田 T委員長 それでは、 速記を起こしてくださ

ですが。 動いていただくということはもう当然だと思うん 者庁であれば、それは動いていただく、検討して 国民から通報があれば、例えばそれが所管が消費 しょう。その配慮義務に反しているというふうに 勧告がついている配慮義務というのがあるとしま 〇長妻委員 般論で聞きますと、 例えば

者庁は、消費者の問題について何か御相談があれ〇河野国務大臣 一般論で申し上げますと、消費 うことでよろしいですよね。 これが例えば十年続くということもあり得ると を受けて自由な意思の抑圧というのがあった場合、 ば、自由な意思の抑圧というのは、一旦ある行為 思の抑圧という文言がございますが、これは例え **〇長妻委員** そして、この三条の一項の自由な意 たし、これからもそういうつもりでございます。 ば、それをお受けして真摯に対応してまいりまし

もまた個別具体の事例次第ではありますが、 の自由な意思を抑えつけ、自由な意思に基づかず 圧する場合は、法人が何らかの行為によって個人 〇河野国務大臣 .寄附させるような場合が考えられますが、これ 御指摘の個人の自由な意思を抑 うと思います。

べきとの行為規範を定めるものでございます。 をすることが困難な状態に陥らせないよう配慮す 償、片務の行為をするか否かについて適切な判断 寄附という専ら一方的な負担を負うことになる無 附が本来基づくべき個人の自由な意思を抑圧 抑圧と合わせて、寄附の勧誘をする法人等は、 することが困難な状態とは、個人の自由な意思の が長期間継続することを要件とはしておりません。 ような状態が長期間継続することもあると考えら 寄附をするか否かについて適切な判断を 自由な意思の抑圧状態 Ļ 寄

状況でございますか。 断をすることが困難というのは、 〇長妻委員 そして、この同じ一号で、 具体的にどんな 適切な判

では、個人の自由な意思の抑圧と合わせて、状態とは、個人の自由な意思の抑圧と合わせて、状態とは、個人の自由な意思の抑圧と合わせて、 な負担を負うこととなる無償、片務の行為をする き個人の自由な意思を抑圧し、 寄附の勧誘をする法人等が、寄附が本来基づくべ が困難という状況でございます。 か否か、これについて判断ができない、 寄附という一方的 すること

0 識的な人ならばしないだろう行為をしてしまうと 〇長妻委員 その判断が困難というのは、一 いうことも含まれるということなんですか。 河野国務大臣 そういうこともあり得るんだろ 般 常

附される財産の使途について誤認させるおそれが 〇長妻委員 そして、 いように、 かということなんですね。 誤認させるというのはどういうこと この三条の三号です が、 寄

> なんでしょうか。 せることになるんでしょうか。どういうのが誤認 いくというようなことというのは、これは誤認さ なたの御先祖、 御先祖の地獄に落ちている霊を鎮めて 先祖解怨というのもあります

け

になろうかと思います。 先を偽っていたような場合が該当するということ およそ異なるような場合ですとか、寄附金の帰属 〇河野国務大臣 例えば、 寄附の目的 ごと使 V 道 が

うことで、その組織の先祖解怨の儀式にのっとっ ないということになるわけですか。 たことによってするというのは、誤認はさせてい を建てるところに使う。ただ、先祖解怨は献金し て先祖解怨はする、でも、 ○長妻委員 そうすると、先祖解怨をしますとい その金は別の何か建物

と思います。 いますので、個々個別の状況によるのではないかで説明をしているのかということになろうかと思 ○河野国務大臣 それは、恐らく使い道をどこま

明らかにするということは、当然、その教団名を附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を附のします。 そして、その三号の前段の、当該寄 そういう理解なんですか。 名を言っていれば基本的にはここはクリアできる。 隠したらここに当てはまると思うんですが、教団

考えられるのかなと思います。 名称ですとか、主な事務所の所在地ということが 特定するに足りる事項とは、具体的には、 〇河野国務大臣 当該寄附の勧誘を行う法人等を 法人の

ということは、 教団名だけではなく

> 釈でよろしいですか。 を明らかにしていないということになるという解 目的と所在地もセットでな 足りる事 項

あるんだろうと思います。 きゃ駄目かとか、そこは、個 〇河野国務大臣 法人名を言って所在 々いろいろなことが 地を言わ な

ところはあろうかと思います。 具体的にどこまでの説明をされていたのかという いますから、それはなかなか、個々のケースで、 ストに充てるというようなこともあるわけでござ 使いますと言って、一部はNGOのランニングコ だろうと思いますが、どこまで説明をするのか。 違っているということがあれば、これは駄目なん 思います。およそ、言った目的と実際の使い道が ますので、説明の仕方はいろいろあるんだろうと ついて誤認をさせないようにということでござ これは、一般の寄附の場合も、例えば、福祉に また、目的について、寄附される財産の 使

三条三項についてなんですけれども、やはり旧統 ということなんですね。 を勧誘する。基本的にこういうケースが結構ある そして、その後、 わゆるマインドコントロールの状況に陥らせる。 せることができ、長い方は一年ぐらいかけて、 三か月ぐらいでマインドコントロール状態に陥ら ントロールをかける。専門家によると、早い方は 参考人でおっしゃっておられたわけですが、この 〇長妻委員 一教会は、教団名を隠して、いわゆるマインドコ そして、 教団名を明かして、 今日午前中も川井弁護士が そして献金 ١,

初め、 マインド コント 口 ルに カコ ける

んですか。 書いてあるんですね。これは、 教団名を隠してはいけない、明らかにしなさいと にかかって、献金をお願いするときには、もちろ すね。ところが、その後、マインドコント は三項違反にはならないという理解になっちゃう するときには教団名を明かすということは、これ の前後関係、時間軸なんですけれども、 年たってマインドコントロールにかかり、 ということについてお尋ねするんですが、こ 振り込み先とかがありますから、教団名を言 かけている最中は教団名を言わ 初め隠して、 例えば、 -ロール わけで 献金 いざ、

していって、その後、 〇河野国務大臣 んだと思います。 の勧誘をする場合、 当初は正体を隠しなが これは第三条三号に該当する 初めて正体を明かして寄附がは正体を隠しながら、洗脳

になると思います。 〇河野国務大臣 三号の配慮義務違反ということ うことですか。配慮義務違反ということですか。 〇長妻委員 該当するというの は、 問題な いとい

○長妻委員 なるほど、深みにはめるときには教 確な御答弁ですね。よろしいですね。 ても、これは三項の配慮義務違反になるという明 団名を明かさずに、深みにはまったときに、 ドコントロールにかけた後に初めて言ったとし が、これも、 それで、次に、最後の質問になろうかと思いま 山井議員も、 首相からいろいろな マイ

答弁がありましたけれども、 念書とビデオなんで

私もいろいろな団体に お話を聞くと、

> どう考えてもこれはおかしいじゃないですか。 ビデオとか念書を書くなんてあり得ないですよね。 国会議員も献金をもらっていますよね、個人献金。 通はやらないと言うんですね。これは、 たりビデオを撮ったりというのは尋常じゃない、 金を受けている団体にお話を聞くと、 我々も、 取

0

を所管する消費者庁として、 ようなものは消費者庁として駄目だと、この法律 念書単独で、修飾語なしで、そういうことをやる は自由意思なので献金を返しません、ビデオとか す。そうじゃなくて、献金を返しませんとか、私 とビデオは無効ですよと修飾語がついているんで すよ。つまり、禁止行為、そして困惑の下、念書 これは、総理の答弁は修飾語がついているんで そういう見解という

場面はあるんだろうと思いますが、困惑状態で作〇河野国務大臣 様々な場面で念書を書くというのは出していただけないんでしょうか。 やビデオというのは、これはもう公序良俗に反す成された寄附の返金を求めないというような念書 俗に反するというふうに無効になったケー ○長妻委員 確かに、これはレアケースなんです。 し、総理の御答弁にもあったとおりでございます。 るとして無効になるというふうに考えております ・ますが、レアケースです。 スは

そういう方々に注意喚起を消費者庁からもしてい 場に行かされて、公正証書を書かされると、結構 |判で重要な証拠になっちゃうんですよね。です 是非、最後一問だけですが、 公証役場の立会人の方々がおられるので、 河野大臣、

> りやりまして、 きたいと思います。 〇河野国務大臣 ただきたいと思うんですが、 公証役場、 法務省や日弁連と連携をしつか しっかりと周知してい 前きに。

ください。 〇長妻委員 これで終わります。 っかりやって